

- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に各7人の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。



49

住民への情報伝達

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス、臨時災害放送局(FM放送)等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導体制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。

50

➤ 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリアでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）を準備。

【状況の確認】

- ①警戒事態：愛媛県及び伊方町^{いかたちょう}が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態：防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難 ^(※2)	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	海路避難 空路避難 ^(※2)	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	陸路避難 海路避難 空路避難 ^(※2)	ケース4
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できず、空路による避難もできない場合	陸路避難 海路避難 空路避難 ^(※2)	ケース4
放射性物質放出のリスクが高まった場合		陸路避難	ケース4

※1 放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。
 ※2 ヘリコプターによる避難が可能な場合に併用

51

6-1. ケース1（陸路避難）における対応

<ケース1における基本的な考え方>

【適用条件】

- 以下の全ての条件に該当する場合に適用。
- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
 - ・国道197号が使用可能な場合

【避難方法】

- ・自家用車・バス等による陸路避難を実施。

(ケース1) 陸路避難を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 自家用車で避難ができる住民は、自家用車により避難経由所(松前公園)に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難を実施。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難を実施。
- なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンエアドームを配備。



(ケース1) 予防避難エリアの学校・保育所の避難

- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約260人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- 予防避難エリアの3つの保育所の児童(約50人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動の上、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつくえ)小学校	25人	10人	35人
大久(おおく)小学校	19人	7人	26人
三崎(みさき)小学校	39人	14人	53人
瀬戸(せと)中学校	34人	12人	46人
三崎(みさき)中学校	32人	12人	44人
三崎(みさき)高等学校	108人	26人	134人
合計(6施設)	257人	81人	338人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつくえ)保育所	12人	6人	18人
大久(おおく)保育所	11人	5人	16人
三崎(みさき)保育所	30人	13人	43人
合計(3施設)	53人	24人	77人

学校避難フロー

避難準備※1

↓

児童等と職員がともに避難経由所(松前公園)に避難を開始

↓

避難経由所(松前公園)
児童等は、避難経由所で保護者に引渡し

保育所避難フロー

警戒事態

↓

施設敷地緊急事態

↓

全面緊急事態

学校避難フロー (続)

警戒事態

↓

施設敷地緊急事態

↓

全面緊急事態

保育所避難フロー (続)

避難準備

↓

引渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動し、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難を開始

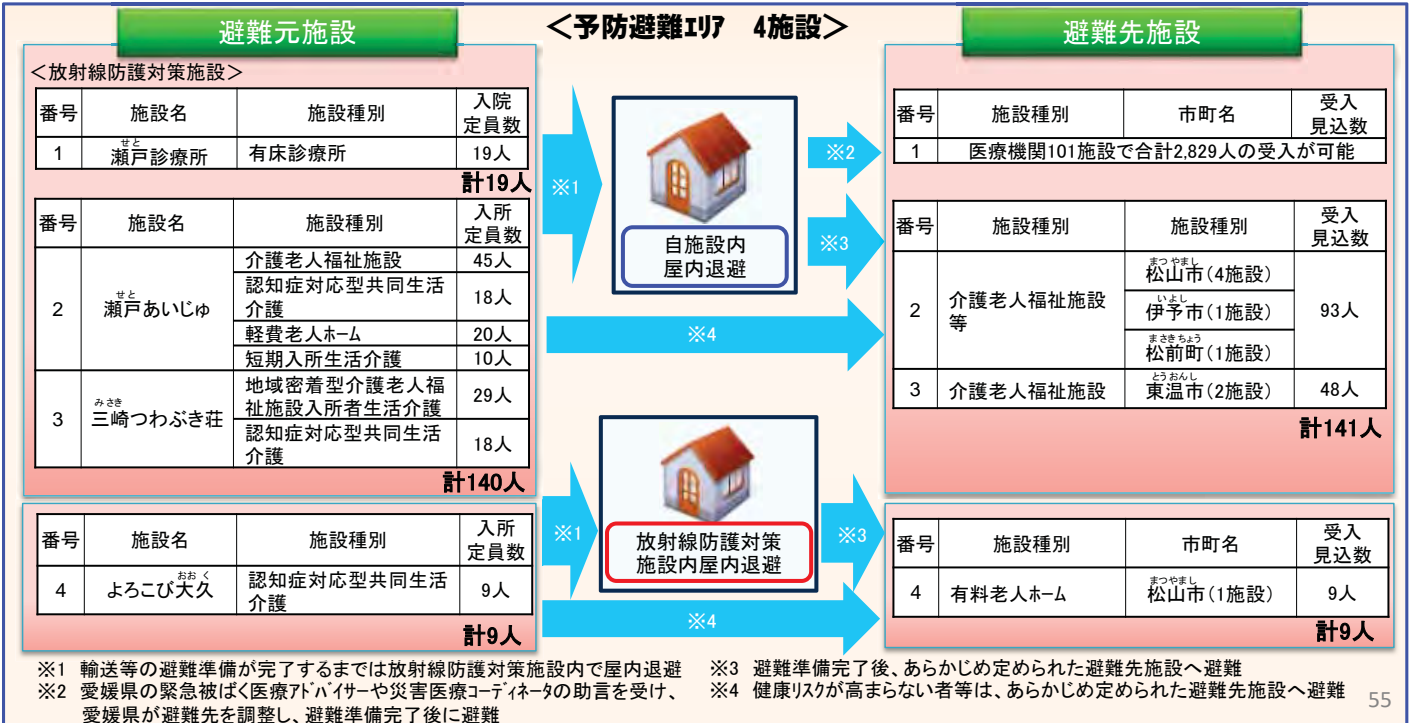
↓

避難経由所(松前公園)
保護者への引渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引渡しを実施
 ※2 児童等の人数については、令和2年4月1日現在

(ケ-1) 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設の避難

- 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設(4施設約170人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。



(ケ-1) 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者123人のうち、79人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。

